

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金の交付申請について

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係

交付申請にあたっての注意事項

- ①補助金の支給年度(R7年度かR8年度)を選択できます。
- ②選択した支給年度によって期限が異なります。

交付申請期限 R7年度支給希望 R8年2月 4日まで
R8年度支給希望 R8年4月30日まで

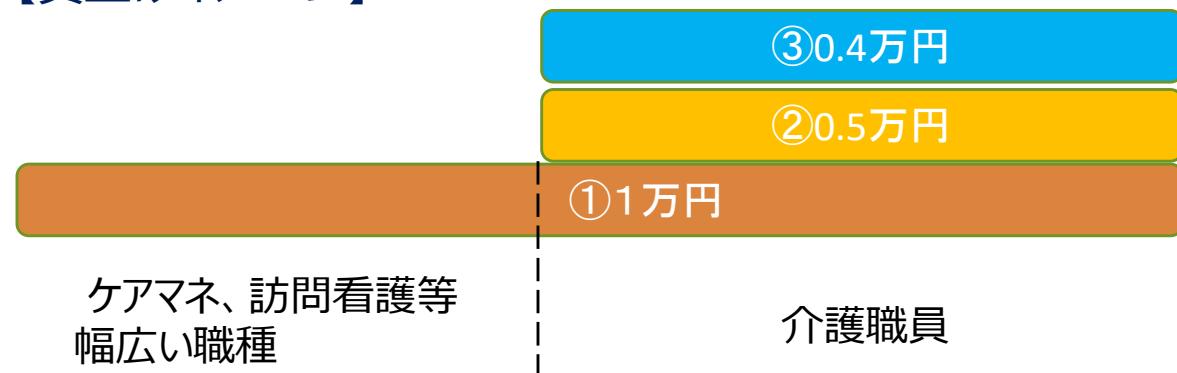
賃上げ等実施時期 R7年度支給希望 R8年 3月31日まで
R8年度支給希望 R8年12月31日まで

実績報告期限 R7年度支給希望 R8年 4月30日まで
R8年度支給希望 R8年12月31日まで

事業概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業所等の介護職員に
 に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、
- ③介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービ
 ス事業所等の支援を行う。

【賃上げイメージ】



【対象事業所等】

サービス類型により3グループに分かれます

グループ① 居宅系事業所

グループ② 入所施設系事業所

グループ③ 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援
介護予防支援

【対象事業所等】

サービス類型により3グループに分かれます

グループ①

訪問介護

夜間対応型訪問介護

(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護)

(介護予防)訪問入浴介護

通所介護

地域密着型通所介護

(介護予防)通所リハビリテーション

(介護予防)認知症対応型通所介護

【対象事業所等】

サービス類型により3グループに分かれます

グループ②

(介護予防)特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

介護福祉施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設

(介護予防)短期入所生活介護

介護保健施設サービス

(介護予防)短期入所療養介護(老健)

介護医療院サービス

(介護予防)短期入所療養介護

(病院等・医療院)

【対象事業所等】 サービス類型により3グループに分かれます

グループ③
(介護予防)訪問看護
(介護予防)訪問リハビリテーション
居宅介護支援、介護予防支援

【対象外事業所】

- ・令和8年4月以降に新規開設された事業所等
- ・交付申請時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等
- ・居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売

【基準月】

・原則 令和7年12月 例外 令和8年1月～3月

※令和7年度支給を希望する場合は 令和7年12月に限定

【補助要件】

次の(1)～(3)について、(1)+(2)+(3)や(1)+(3)の要件が必要

(1)処遇改善加算を算定していること。

グループ③については、処遇改善加算に準ずる要件。

(2)生産性の向上や協働化にかかる取り組みを行っていること。

(3)職場環境改善等に向けての取り組みを行っていること。

【対象経費】

(1)賃金改善経費

- ・基本給、手当、賞与等の改善に係る経費

(2)職場環境改善等経費

- ・介護助手等を募集するための経費
- ・職場環境改善等のための取組を実施するための研修費等

【補助金の算定】

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率

交付率:サービス類型および補助金の要件別に6月分として設定された交付率

【注意事項①】

支給年度をR7年度とするかR8年度とするか選択できます。

→支給年度をR7年度とした場合、特に注意事項があります！

【R7年度支給を希望した場合の注意事項】

R7年度支給(R8年3月31日までの補助金支給)を希望した場合

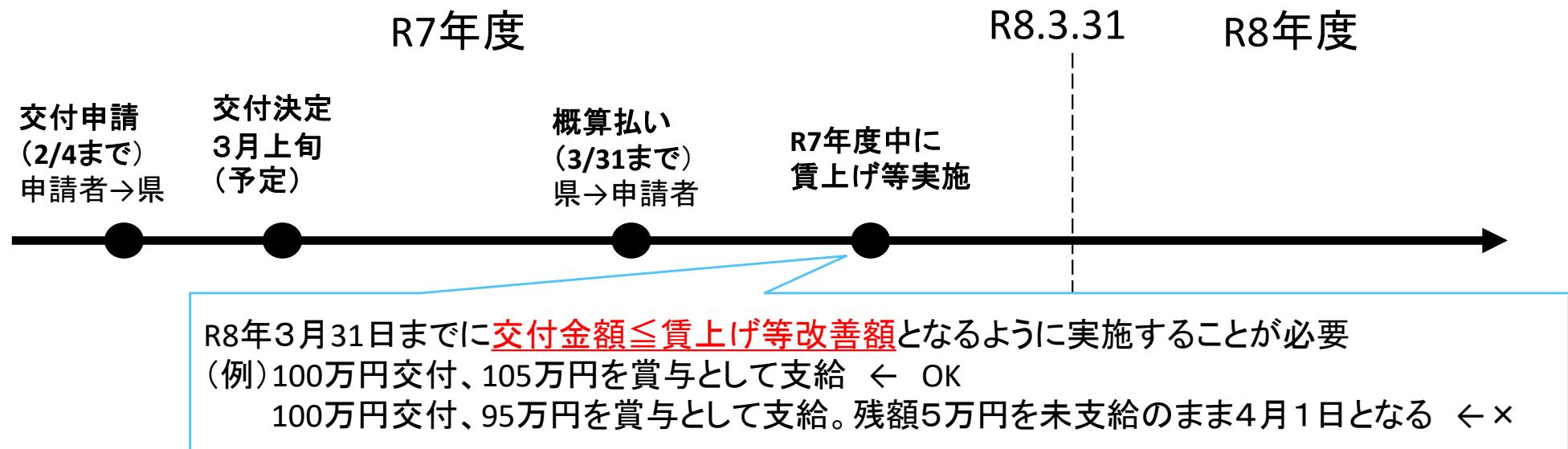
→職員の賃上げや誓約した事項をR7年度中(R8年3月31日まで)に実施する必要があります！

R7年度中(R8年3月31日まで)に賃上げ等を実施していないと…
→補助金の返還事由に該当

【R7年度支給を希望した場合の注意事項】

R7年度支給希望者はR7年度中(R8年3月31日まで)に賃上げ等を実施する必要！

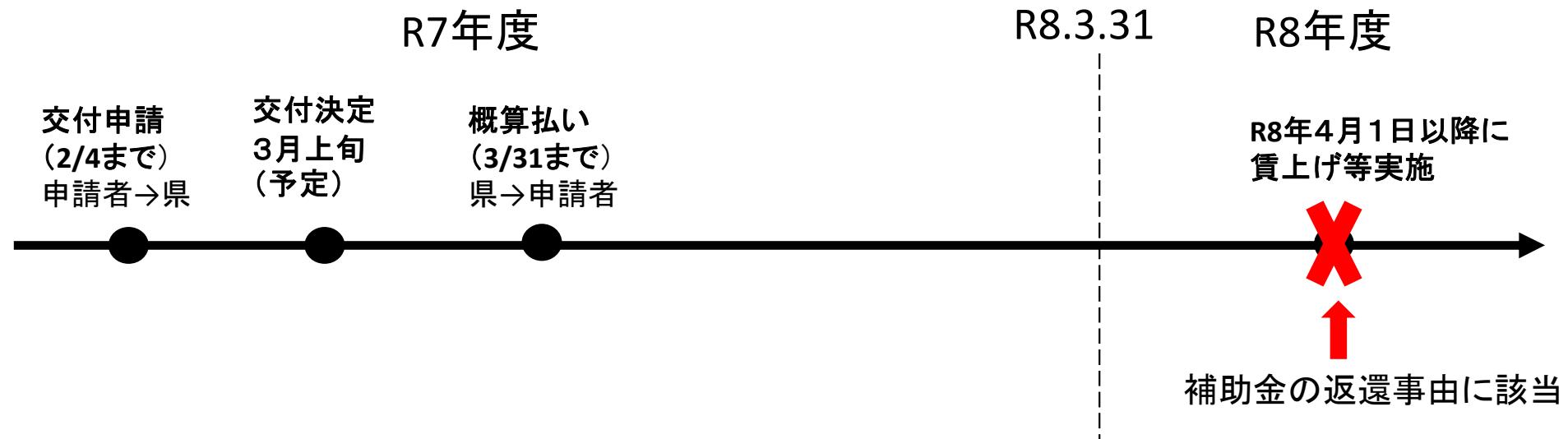
【補助金支給後に賃上げ等実施する場合】



【R7年度支給を希望した場合の注意事項】

R7年度支給希望者はR7年度中(R8年3月31日まで)に賃上げ等を実施する必要！

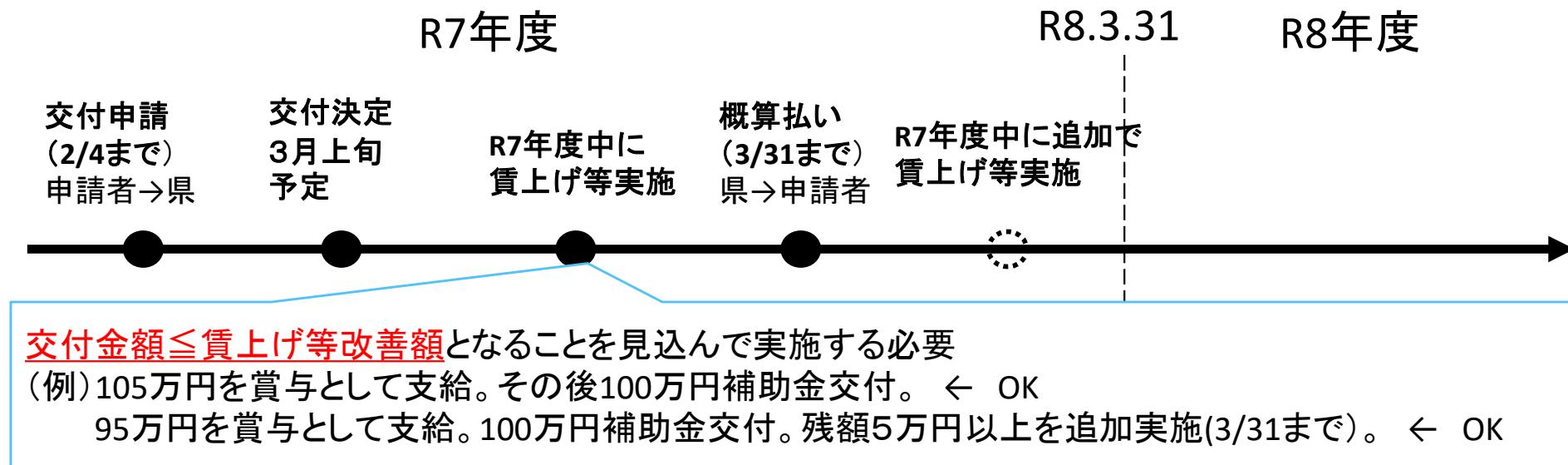
【補助金支給後に賃上げ等実施する場合】



【R7年度支給を希望した場合の注意事項】

R7年度支給希望者はR7年度中(R8年3月31日まで)に賃上げ等を実施する必要！

【補助金支給前に賃上げ等実施する場合】



【注意事項②】

選択した支給年度によって申請期限等が異なります。

交付申請期限 R7年度支給希望 R8年2月 4日まで
R8年度支給希望 R8年4月30日まで

賃上げ等実施時期 R7年度支給希望 R8年 3月31日まで
R8年度支給希望 R8年12月31日まで

実績報告期限 R7年度支給希望 R8年 4月30日まで
R8年度支給希望 R8年12月31日まで

【その他の注意事項】

法人番号・事業所番号や申請する介護サービスの誤り・記入漏れがないようご確認ください。

例えば、認知症対応型共同生活介護と(介護予防)認知症対応型共同生活介護などは、それぞれが対象となるので、漏れなく申請してください。

【その他の注意事項】

申請情報に基づき補助金が計算されます。

情報を誤ると正しい補助金額が算定されず交付も受けられません。

記入漏れ・記入誤りのないようご注意ください！！

【その他の注意事項】

本事業にかかる問い合わせは、

【コールセンター】

電話番号:050-3733-0222

(受付時間:9:00~18:00(土日含む))